

# 名家連ニュース

令和2年1月27日(月)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀田 明  
TEL/FAX(052)846-5576 NO.684号

## 令和元年度 全国厚生労働関係部局長会議資料概要 ②

### 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。
- 精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるようにするためには、精神科医療機関や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会を構築していく必要がある。
- このため、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すこととしている。



#### 具体的には、

- ① 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築するとともに、
- ② 地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、地域生活が可能であることから、地域における基盤整備量(利用者数)を明確にした上で、医療計画、障害福祉計画、介護保険事業(支援)計画に基づき基盤整備を推し進めることとしている。
- 平成30年度から開始された障害福祉計画、医療計画、介護保険事業(支援)計画に基づき、地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備を計画的に推し進められるように、令和2年度においては、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進(構築支援)事業」などの活用により、保健・医療・福祉の一体的な取組を効果的に実施されたい。(令和2年度から構築推進事業の事業メニューに「構築推進サポーター事業」及び「精神医療相談事業」を追加。)



※平成29年度～令和元年度実績

【令和元年度構築推進事業申請自治体数75】

【令和元年度構築支援事業参加自治体数20】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度
都道府県	9	→ 26	→ 33	都道府県	9	→ 11	→ 10
指定都市	4	→ 12	→ 16	指定都市	4	→ 5	→ 7
特別区	-	→ 6	→ 10	特別区	0	→ 2	→ 3
保健所設置市	-	→ 5	→ 16				

※保健所設置市及び特別区については、平成30年度より実施主体に追加



## ① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（地域生活支援促進事業）

令和2年度予算案：532,733千円（令和元年度予算額：532,733千円）

障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

<実施主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市



## ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

令和2年度予算案：40,821千円（令和元年度予算額：40,579千円）

<実施主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

◆ 国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。

◆ 都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーと連携し、モデル障害保健福祉圏域等（障害保健福祉圏域・保健所設置市）における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。

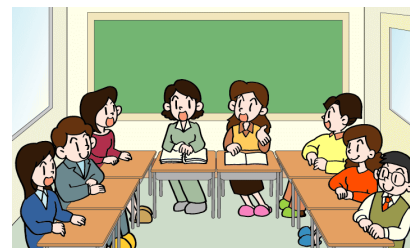
◆ 関係者間で情報やノウハウの共有化を図るため、ポータルサイトの設置等を行う。

<参加主体> 都道府県・指定都市・特別区

## 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

### 【事業内容】

1. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
2. 普及啓発に係る事業
3. 精神障害者の家族支援に係る事業
4. 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
5. ピアサポートの活用に係る事業
6. アウトリーチ支援に係る事業
7. 措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業
8. 精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業
9. 入院中の精神障害者の地域移行に係る事業
10. 包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
11. 構築推進サポーター事業（新）
12. 精神医療相談事業 ※精神科救急医療体制整備事業からの組み替え
13. その他、包括ケアシステムの構築に資する事業



## 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

### 情報・ノウハウの共有化

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、アドバイザーの派遣のほか、関係者間で情報やノウハウの共有化を図るため、

- ① ポータルサイトの開設
- ② 地域包括ケア NEWS の発行
- ③ 合同会議の開催
- ④ 手引きの策定を行う。



国及び各地方自治体の第6期障害福祉計画に直接かかわってきますのでシリーズで掲載していきます